

小川地区衛生組合告示第10号

小川地区衛生組合建設工事一般競争入札（事後審査型）公告

池ノ入環境センター 次亜塩素酸ナトリウム貯槽等更新工事について、下記のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。なお、本公告に記載のない事項については、小川地区衛生組合建設工事一般競争入札（事後審査型）要綱の規定によるものとする。

令和8年7月24日

小川地区衛生組合管理者 島田 康弘
(公印省略)

記

1 入札対象工事

- (1) 工事名 次亜塩素酸ナトリウム貯槽等更新工事
- (2) 工事場所 埼玉県比企郡嵐山町大字志賀 池ノ入環境センター地内
- (3) 工事期間
契約確定の日から令和9年3月18日まで
- (4) 工事概要 次亜塩素酸ナトリウム貯槽及び酸貯槽の更新
 - 1) 既設次亜塩素酸ナトリウム貯槽撤去及び新規次亜塩素酸ナトリウム貯槽設置
 - 2) 既設酸貯槽撤去及び新規酸貯槽設置
 - 3) 酸仮設タンク設置及び撤去
 - 4) 既設臭気配管撤去及び新規臭気配管更新
 - 5) 既設次亜塩素酸ソーダ注入配管撤去及び新規次亜塩素酸ソーダ注入配管更新
 - 6) 既設アルカリ注入配管撤去及び新規アルカリ注入配管更新
 - 7) 既設次亜塩素酸ソーダ注入ポンプ及びアルカリ注入ポンプ等離線結線
 - 8) 既設次亜塩素酸ソーダ注入ポンプ移設及び設置
 - 9) 既設アルカリ注入ポンプ移設及び設置

- 10) 次亜塩素酸ナトリウム貯槽及び酸貯槽防液堤内塗装
- 11) 新規次亜塩素酸ナトリウム貯槽搬入ステージ設置及び撤去
- 12) 既設次亜塩素酸ナトリウム貯槽及び酸貯槽内部洗浄
- 13) 既設酸貯槽内、酸仮設タンク内及び新規酸貯槽残液移送

2 入札手続きの方法等

本件入札は、資料の提出、届出及び入札を紙により行う。

3 入札の場所及び開札日時

(1) 入札場所

小川地区衛生組合 池ノ入環境センター 2階大会議室

(2) 開札日時

令和8年8月10日（月） 午前10時00分

4 入札に参加する者に必要な資格等

(1) 形態 単体企業

(2) 登録業種等

ア 令和7・8年度小川地区衛生組合指名参加業者名簿に対象工事に対応する業種（機械器具設置工事業）で登載されている者。

イ 下請負代金の総額が5,000万円（建築工事業である場合には8,000万円）以上となる場合には、特定建設業の許可を受けている者であること。

(3) 配置する技術者

ア 主任技術者または監理技術者の資格を有する者をこの工事に適切に配置できること。ただし、請負代金額が4,500万円以上となる場合はこの工事の全工期に専任で配置できること。

イ 入札申込日以前の3か月前から恒久的に雇用している者。（事後審査書類提出時に雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写しまたは監理技術者資格者証の写し等により確認）

ウ 配置予定技術者が特定できないときは、複数の候補者を一般競争入札参加資格等確認資料に記載すること。

エ 落札決定後、CORINS等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。

オ 本工事は「小川地区衛生組合建設工事における技術者の専任に係る取扱い」の対象とする。

(4) 現場代理人

本工事は下記のいずれかの場合に「現場代理人に関する常駐規定の緩和基準」の「兼務を認める工事」の対象とする。

ア 当初請負契約額が4,500万円未満の工事の場合

イ 当初請負契約額が4,500万円以上の工事は「小川地区衛生組合建設工事における技術者の専任に係る取扱い」により主任技術者の兼務が認められる場合

(5) 実績等

有効かつ最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の機械器具設置工事業の総合評定値が、600点以上の者。

(6) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 施行令第167条の4の規定に該当する。

イ この案件の公告日から入札日までの期間に小川地区衛生組合指名停止等措置要綱及び小川地区衛生組合の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく指名停止措置を受けている者。

ウ 会社更生法（平成14年法律154号）に基づく更正手続開始の申立てがされている者又は民事再生法（平成11年法律225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者。ただし、裁判所からの更正又は再生手続開始の決定を受けているものを除く。

(7) 社会保険等

公告日において健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の全てに適法に加入していること。ただし、上記保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者は、この限りでない。

5 一般競争入札参加資格確認申請書の提出

入札参加を希望する者は、次に示す期間内に一般競争入札参加申請書（以下「参加申請書」という。）を提出する。参加申請書は、小川地区衛生組合のホームページよりダウンロードすること。

(1) 提出先

小川地区衛生組合 池ノ入環境センター事務室

(2) 受付期間

令和8年7月24日（金）から令和8年8月3日（月）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

(3) 受付時刻

9時から16時まで

(4) その他

ア 参加申請書を提出し、収受印の押された参加申請書の写しを交付する。入札時に持参すること。

イ 明らかに入札参加資格がないと認められるときは、参加申請書を受理しない。

6 設計図書等

設計図面、設計書、仕様書、及び特記仕様書（以下「設計図書等」という。）は、次のとおり電子データをメール送付する。

(1) 依頼方法 電子メールアドレス ikenoiri@blue.ocn.ne.jp 宛てに設計書等の送付を希望するメールを送信すること。なお、到達確認の電話を必ず池ノ入環境センター（TEL：0493-62-0530）へすること。

(2) 受付期間 7月24日（金）から8月3日（月）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

(3) 受付時刻 9時から16時まで
（8月3日は午後1時まで）

7 設計図書等に関する質問

設計図書等に関して質問がある場合は次のとおり、質問書を電子メールにより提出しなければならない。

(1) 受付期間

令和8年7月24日（金） 午前9時00分から
令和8年7月29日（水） 午後3時00分まで

(2) 提出方法

電子メールによる。電子メールアドレス ikenoiri@blue.ocn.ne.jp

質問を電子メールで提出した際は、到達確認の電話を必ず池ノ入環境センター（TEL：0493-62-0530）へすること。

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和8年8月4日（火）午後3時に、すべての入札申請者にメールにて通知する。

8 現場説明会

開催しない。

9 入札保証金

小川町規則を準用する規則（令和7年規則第2号）第2条の規定により準用される小川町契約規則第7条第1項第3号の規定により免除する。

10 最低制限価格

設定する。（最低制限価格未満の入札をした者は、この入札におけるそれ以降の入札に参加できない。）

11 入札に関する注意事項

(1) 入札参加資格者の確認

ア 收受印のある参加申請書の写しを持参すること

イ 入札参加資格者の確認を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

ウ 入札に参加する者の数が1者であっても入札を執行する。

(2) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 提出書類

ア 入札金額見積内訳書（必要事項を記入したもの）を初度入札の入札書提出の際に

添付すること。

イ 代理人をして入札する場合は、委任状を提出すること。

(4) 入札回数

ア 再度入札は2回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(5) 入札の辞退

入札参加申請書を提出後であっても、入札を辞退することができる。この場合、書面により、その意思を表示しなければならない。

(6) 独占禁止法等関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

(7) その他

ア この公告に示す開札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

イ 一度提出した入札書を書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

ウ 落札候補者とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、直ちに当該入札参加者にくじを引かせ、落札候補者を決定する。この場合、当該入札者は、くじを辞退することはできない。

1.2 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者がした入札

(2) 参加資格審査のために管理者が行う指示に落札候補者が従わないときにおける当該落札候補者のした入札

(3) 入札者の押印のない入札書による入札

(4) 記載事項を訂正した場合（金額の訂正は無効）においては、その個所に押印のない入札書による入札

(5) 押印された印影が明らかでない入札書による入札

(6) 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書による入札

(7) 代理人で委任状を提出しない者がした入札

(8) 他者の代理を兼ねた者がした入札

- (9) 2通以上の入札書を提出した者がした入札又は2以上の者の代理をした者がした入札
- (10) 郵便、電報、電話及びファクシミリによる入札
- (11) 明らかに連合（談合）によると認められる入札
- (12) 虚偽の参加申請書を提出した者がした入札
- (13) 入札書に記載された金額が入札金額見積内訳書の税抜合計額と異なる（1万円未満の端数処理と認められる場合を除く。）入札
- (14) 入札金額見積内訳書に不備のあった入札
- (15) その他公告に示す事項に反した者がした入札

1 3 入札参加資格の有無の確認

開札後、落札候補者となった者は、参加資格確認に必要な資料を指示された日の翌日から起算して、2日以内に提出し、入札参加資格の有無の確認を受けなければならない。

1 4 入札参加資格の確認通知

- (1) 入札参加資格の確認結果は、電話及び通知書により連絡及び通知する。
- (2) 入札参加資格がある旨の確認通知には、契約保証金の納付について示す。
- (3) 入札参加資格がない旨の確認通知には、その理由を示す。

1 5 契約の時期

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年4月6日条例第3号）の定めるところにより、議会の議決に付さなければならない契約については、建設工事請負仮契約書を取りかわし、組合議会の議決後に本契約を締結する。なお、議会で否決された場合、仮契約は無効となり契約は成立しない。また、このことで仮契約の相手方に損害が生じても、小川地区衛生組合は一切の責任を負わない。

1 6 契約保証金

- (1) 落札者は契約金額の100分の10以上（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）の契約保証金（入札保証金を納付したときは、その

差額)を納付しなければならない。

- (2) 契約保証金の納付については、保証会社との間に小川地区衛生組合を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証券を提出した者は、免除する。
- (3) 契約保証金は、契約の履行後、契約者から請求書の提出を受けることにより、還付する。ただし、請負者がその責に帰すべき理由により契約上の義務を履行しないときの契約保証金は、組合に帰属するものとする。

1 7 支払条件

(1) 前金払

する。(その額は契約金額の40%以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。ただし、継続事業にあつては、その年割額の40%以内とする。)

(2) 中間前金払

する。(その額は契約金額の20%以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。ただし、継続事業にあつては、その年割額の20%以内とする。)

(3) 部分払

しない。

1 8 その他

- (1) 落札者は、確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事の現場に適切に配置すること。ただし、請負代金額が4,500万円以上となる場合はこの工事の全工期に専任で配置すること。
- (2) 入札参加者は、入札後、この公告、設計図書等、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (3) 落札者は、建設業法(昭和24年法律第100号)第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

1 9 問い合わせ

小川地区衛生組合 池ノ入環境センター

埼玉県比企郡嵐山町大字志賀1710

TEL : 0 4 9 3-6 2-0 5 3 0

FAX : 0 4 9 3-6 2-3 4 6 8

メール : ikenoiri@blue.ocn.ne.jp